

公募型プロポーザル方式（技術提案・交渉方式）に係る手続開始の公告（告示第5号）

公立千歳科学技術大学 セミナー棟整備工事について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

2026年（令和8年）10月13日

公立大学法人公立千歳科学技術大学

理事長 宮永 喜一

（公印省略）

1 工事概要等

- （1）工事名 公立千歳科学技術大学 セミナー棟整備工事
- （2）工事場所 北海道千歳市美々758番地90
- （3）工事概要 セミナー棟の設計（意匠・構造・設備）及び新営工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）
（構造・階数） 鉄骨造、平屋建て
（建物規模） 延床面積 約460㎡
- （4）工期 2028年（令和10年）5月31日まで
- （5）本工事は公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）を適用して、設計・施工者から技術提案を募集し、技術提案の要素を総合的に評価して優先交渉権者を選定するものである。
- （6）本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- （7）本工事における公募型プロポーザルの参加資格確認申請（関係資料含む。）及び提案書については、郵送又は持参にて提出すること。詳細は説明書による。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている2又は3者により構成される特定建設工事共同企業体、又は設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- （1）本工事については、地方自治法施行令第167条の4の規定を準用し、同規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （3）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、北海道（石狩振興局）及び千歳市より指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 単体又は共同企業体の代表者は、北海道内に、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び建設業法施行令第1条に基づく本社（本店）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為は行っていないこと。
- (8) 共同企業体の場合、結成方法は自主結成とすること。
- (9) 共同企業体の場合、代表者は施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする1こと。
- (10) 共同企業体の場合、代表者以外の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (11) 共同企業体の場合、代表者以外の構成員は、建設業法上の建築一式工事につき許可を有し、又は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、営業年数が5年以上であること。但し、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- (12) 単体又は共同企業体の代表者は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (13) 単体又は共同企業体の代表者は、特定建設業の許可を受けている者であって、建設業法に基づく直近の経営事項審査のうち、建築一式工事における総合評定値（P）が1,200点以上であること。
- (14) 元請として、平成28年度以降に完成・引渡し完了した次の基準を満たす工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

① 単体又は共同企業体の代表者

延床面積400㎡以上の施設（大学校舎、研究実験施設、病院、工場等）の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事（同一の建築物又は建築物群で工事契約が複数に分かれた場合は合算してよい。但し、工事期間が重複する又は連続する一連の工事の場合に限る。）の設計及び施工を一括（以下、「設計施工」という。）で行った実績

② 共同企業体の代表者以外の構成員

大学校舎、研究実験施設、病院、工場等の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事の施工実績を有し、かつ、建築一式工事における総合評定値（P）が1,200点以上、又は設計した実績

- (15) 単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。建設業法施行令第27条及び関連する通達に準ずる場合は、兼任での配置を認める。

① 1級建築士又は1級建築施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ② 平成28年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記(14)①に掲げる工事を設計又は施工した経験（現場代理人又は監理（主任）技術者として従事した経験に限る。）を有する者であること。
- ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は競争に参加できないことがある。
- (16) 共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。
- ① 1級建築士又は1級建築施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者であること。
- ② 平成28年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記(14)②に掲げる工事を施工した経験（現場代理人又は監理（主任）技術者として従事した経験に限る。）を有する者であること。

3 手続等

(1) 各種申請書等書類提出先

〒066-8655 北海道千歳市美々758番地65 公立大学法人公立千歳科学技術大学 企画総務課総務係

問い合わせ先

①競争手続き、契約、支払等事務手続きに関するもの・・・企画総務課総務係

電話 0123-27-6001 FAX 0123-27-6007 メール kikakusoumu@photon.chitose.ac.jp

②設計・施工内容等工事に直接関係するもの・・・事務局次長（法人担当）

電話 0123-27-6133 FAX 0123-27-6007 メール kikakusoumu@photon.chitose.ac.jp

(2) 説明書その他関係資料の交付期間、交付場所及び交付方法

2026年（令和8年）10月13日（火）から2026年（令和8年）11月4日（水）までに、本学ホームページよりダウンロードすること。（要求水準書及び別紙資料 千歳科学技術大学建設工事（研究・実験棟）竣工図（建築一般図、建築構造図、電気設備図、空調設備図、給排水衛生設備図）については、別紙のパスワード照会書を本学企画総務課総務係に持参又は郵送、FAX、電子メールにて提出し、パスワードを同係から受け取り後、閲覧可能）

※関連資料掲載場所

Home > お知らせ > 公立千歳科学技術大学セミナー棟整備工事公募型プロポーザル（技術提案・交渉方式）の実施について

(URL <https://www.chitose.ac.jp/news/1252>)

(3) 申請書及び資料等（以下、申請書等という。）の提出期限、提出場所および提出方法

2026年（令和8年）11月4日（水）午後5時00分までに、上記（1）まで郵送又は持参にて提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに必着）

(4) 共同企業体の場合の申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

上記（3）に同じ

- (5) 技術提案書、参考見積書（以下、技術提案書等という。）の提出期間、提出場所及び提出方法

2026年（令和8年）12月1日（火）午後5時00分までに12部郵送又は持参にて提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに必着）

4 その他

- (1) 契約保証金

納付。

但し、有価証券等の提出又は銀行、公立大学法人公立千歳科学技術大学理事長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

- (2) 優先交渉権者の選定方法

実施要領書による。

- (3) 配置予定技術者の確認

施工者決定後、建設業法施行令第27条及び関連する通達に準ずる場合を除き、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認され、配置予定技術者を変更する場合は、2(15)、(16)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無し。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)と同じ。

- (6) 競争参加資格を有していない者の参加

上記2に掲げる競争参加資格を有していない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限の日までにおいて、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格有の確認を受けていなければならない。

- (7) 詳細は説明書による。